

第2回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成26年3月12日（水）
午後2時00分から4時00分まで
クリーンセンター「研修室」

次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 主催者挨拶

4. 会長挨拶

5. 審 議

(1) 副会長の選任について

(2) 平成26年度「一般廃棄物処理実施計画」(案)について

(質 疑)

6. そ の 他

7. 閉 会

鶴岡市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期H26.5.25まで

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
学識経験者	小 谷 肇	鶴岡工業高等専門学校名誉教授	
	吉 山 隆	東北公益文科大学准教授	
関係行政機関の職員	粕 澤 菜 司	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課長	
住民組織等の代表者	大 塚 文 夫	鶴岡市衛生組織連合会副会長	
	後 藤 久 喜	藤島地区衛生組織連合会会長	
	小 林 志 郎	羽黒地区衛生組織連合会会長	
	齋 藤 信	櫛引地区衛生組織連合会会長	
	五十嵐 俊 司	温海地区衛生組織連合会会長	
	野 博 喜	朝日地域駐在員連絡協議会副会長	
	渡 谷 玲 子	鶴岡地域婦人会連合会副会長	
関係商工業団体の代表者	菊 地 陸	鶴岡商工会議所青年部直前会長	
	小 野 木 寛	出羽商工会会長	
	三 浦 新	鶴岡商店会連合会会長	
事業者	佐 藤 篤 行	株式会社エコープ庄内管理部部長	
	柴 崎 ル ミ	マックスバリュ東北株式会社鶴岡南店総務	
	御 橋 慶 治	一般社団法人鶴岡地区医師会事務局長	
	谷 川 彬	株式会社主婦の店鶴岡店総務部長	
	土 田 光 恵	生活協同組合共立社組織部	

事 務 局

氏 名	役 職 名
上 原 正 明	鶴岡市市民部長
中 村 賢	鶴岡市市民部参事(兼)廃棄物対策課長
丸 山 隆 逸	藤島庁舎市民福祉課長
国 井 儀 昭	羽黒庁舎市民福祉課長
本 間 俊 司	櫛引庁舎市民福祉課長
佐 藤 利 浩	朝日庁舎市民福祉課長
富 樫 達 男	温海庁舎市民福祉課長
佐 藤 吉 克	鶴岡市市民部廃棄物対策課課長補佐(兼)リサイクル推進主査
佐 藤 俊 勝	鶴岡市市民部廃棄物対策課課長補佐(兼)施設管理主査
成 田 謙	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進主査
丸 山 正 樹	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係長
長谷川 富 久	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係主任
佐 藤 有 希	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係主任

資 料 集

- 資 料 1 「一般廃棄物の実績及び計画」
- 資 料 2 「鶴岡市総合計画後期基本計画及び
新ごみ焼却施設整備基本構想」
- 資 料 3 「平成25年度ごみ分別講習会開催状況」
- 資 料 4 「リサイクルプラザの機能を活用した
主な取り組み」
- 資 料 5 「鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例」

鶴岡市総合計画後期基本計画 及び 新ごみ焼却施設整備基本構想

I. 鶴岡市総合計画後期基本計画

第1章 それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します。

第4節 資源循環型社会の形成

(1) 新たな廃棄物処理施設の整備

○ 施策の方向

老朽化している廃棄物処理施設の更新にあたっては、地域の生活環境や地球環境に配慮し、排出される熱利用などを考慮した施設を整備します。

○ 主な施策

循環型社会の構築をめざす国の方針に基づき、排熱を利用した効率的なエネルギー利用など、環境に配慮した新たな廃棄物処理施設の整備を推進します。

II. 新ごみ焼却施設整備基本構想の概要

1. 施設整備の必要性

平成2年3月に竣工した現施設（施設規模 165 t/日）は、平成26年2月現在で竣工から24年、ダイオキシン類削減対策施設整備工事の竣工から11年が経過し、今後、継続的に安定した稼働が困難になりつつあるため、新施設の整備計画の策定が必要となっています。

2. 新ごみ焼却施設整備基本構想の概要

① 施設整備の基本方針

5つの施設整備の基本方針を掲げ、環境に配慮した適正な施設整備を進めることとします。

- 安全に配慮し、長期の安定稼働を目指す施設
- 経済性に優れた施設
- 熱エネルギーの効率的回収と効果的な活用
- 環境保全に配慮し、周辺環境と調和した施設
- 災害に強く、住民から信頼される施設

② 施設整備規模

- 計画目標年次 : 平成33年度
- 計画処理量 : 42,273 t / 年
- 施設整備規模 : 約 157 t / 日

③ 施設整備スケジュール (案)

- 平成 25 年度 循環型社会形成推進地域計画等策定
- 平成 26～27 年度 ごみ焼却施設整備計画策定業務等
- 平成 28 年度～ 基本設計、建設工事ほか
- 平成 33 年度 供用開始予定

④ 環境保全基準値及び施設建設時・稼働時における環境保全対策

環境保全基準値については、施設整備基本計画時に関係法令とともに、国内実績及び類似規模施設の実績を参考に設定します。また、施設の建設時及び稼働時には、周辺環境に配慮した環境保全対策を講じます。

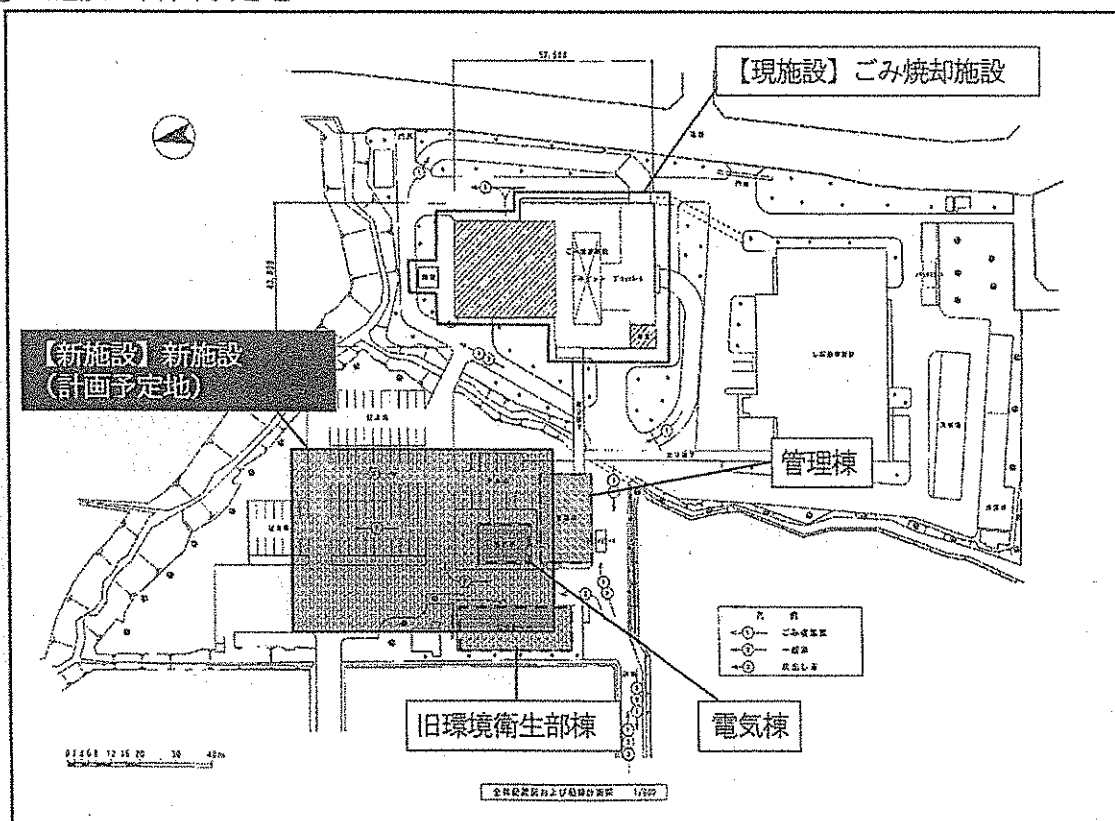
⑤ ごみ処理方式

現在、実用化されているごみ処理方式に対し「処理特性」、「環境保全性」、「安全性」、「安定稼働性」、「循環型社会形成への貢献度」、「経済性」の観点から比較・整理した本基本構想をもとに、今後の施設整備基本計画策定などを踏まえて処理方式の方向を定めていきます。

⑥ 余熱利用システム

温水発生器による温水回収方式と廃熱ボイラによる熱回収方式における特徴や熱回収率、メリット・デメリット等を踏まえ、熱エネルギーを効率よく有効利用できる廃熱ボイラによる熱回収方式を採用します。

⑦ 施設の計画予定地



鶴岡市クリーンセンター

平成25年度 ごみ分別講習会開催状況

26/3/10 現在

No.	開催日	曜日	時間	場所	会場	対象者	参加人数	備考
1	4/7	日	10:00～11:00	大山 向町	向町公民館	向町町内会住民	38名	
2	5/19	日	7:10～8:20	日出東町	日出東町公民館	日出東町内会住民	27名	
3	6/19	水	11:00～12:00	鳥居町南	こまぎの里	鳥居町南 老人クラブ	14名	
4	7/8	月	19:00～20:15	黄金地区	黄金コミュニティセンター	黄金地区住民	33名	
5	7/27	土	19:10～19:45	大山 染屋町	染屋町集会所	染屋・鍛冶町町内会住民	30名	
6	8/3	土	17:35～18:00	双葉町	双葉町遊園地	双葉町内会住民	100名	双葉町夏祭り
7	8/18	日	9:00～10:30	道田町	アイシン商会前	道田町内会住民	34名	
8	8/18	日	19:00～20:00	大山 木七町	木七町公民館	木七町内会住民	23名	
9	9/24	火	13:30～15:00	大山地区	大山コミセン	地区環境部長・推進員	12名	
10	9/27	金	19:00～20:00	大山 安良町	安良町公民館	安良町内会住民	18名	
11	9/27	金	19:00～19:50	みどり町	みどり町公民館	みどり町住民	41名	
12	9/29	土	10:00～16:00	小真木原運動公園	体育館	環境フェア鶴岡来場者	—名	展示
13	10/27	日	10:00～16:00	第4学区	第4コミュニティセンター	第4学区コミセンまつり	—名	展示
14	11/10	日	9:00～12:00	京田地区	京田コミュニティセンター	コミセン祭 展示・説明	30名	展示・説明
15	11/17	日	9:00～11:00	大山 柴町	柴町公民館	柴町町内会住民	18名	
16	11/28	木	10:30～11:45	大山地区	大山協同の家	大山地区生協組合員	45名	
17	12/5	木	18:30～19:40	上郷地区	上郷コミュニティセンター	上郷地区衛生委員	15名	
18	12/7	日	14:40～15:30	齋地区	齋コミュニティセンター	齋地区住民	42名	
19	1/26	日	14:40～15:30	滝沢町内会	滝沢公民館	滝沢町内会住民	23名	
20	2/1	土	10:00～16:00	黄金地区	黄金コミュニティセンター	黄金むらづくりの集い	—名	展示
21	2/2	日	10:00～11:00	中橋町内会	中橋公民館	中橋町内会住民	15名	
22	2/8	土	13:00～16:30	大山地区	大山コミセン	新酒酒蔵まつり	—名	展示・風呂敷とも
23	2/16	日	13:30～14:30	高坂町内会	高坂公民館	高坂町内会住民	26名	
24	2/16	日	14:00～14:45	勝福寺自治会	勝福寺交流センター	勝福寺自治会住民	21名	
25	2/23	日	10:00～11:50	外内島町内会	外内島公民館	外内島町内会住民	45名	
26	2/25	火	13:00～14:30	上郷地区	上郷コミュニティセンター	上郷地区婦人会	37名	
27	3/9	日	13:00～16:30		田川建労会館	田川建労組合婦人部	38名	風呂敷講座共催・丸山・佐藤有
開催数 23件							参加人数合計	795名
							参加人数	423名
								21会場

参考：24年度開催状況

21会場

参加人数 423名

展示のみ4

平成25年度 ごみ分別講習会開催状況(各庁舎分)

平成26年2月末日 現在

地域	No.	開催日	曜日	時間	場所	会場	対象者	参加人数	備考	
藤島	1	7/13	金	18:00-20:00	鶴岡市藤島	上町公民館	上町町内会市民	20		
	2	9/8	日	16:00-16:30	鶴岡市藤島	ふれあいセンター	環境保全等推進員	24		
	3	10/27	日	10:00-16:00	鶴岡市藤島	藤島体育館	一般市民ほか	展示説明	ふじしま秋まつり	
開催数 3件										
羽黒		5/23	日	10:00-11:00	羽黒地域	ゆぼか	羽黒地域住民	55名	ごみ0運動	
	1	9/5	木	16:00~17:00	榊引公民館	榊引公民館	環境保全等推進員	15		
榊引	2	10/20	日	10:00~12:00	榊引公民館	榊引公民館	榊引地域住民	70	健康と福祉のつどい	
	開催数 2件								85名	
温海	1	4/24	水	19:00-20:30	榎代自治会	榎代公民館	自治会住民	30		
	2	7/17	水	19:30-20:30	五十川自治会	五十川公民館	自治会住民	35		
	3	7/18	木	19:00-20:30	温海温泉自治会	温海温泉林業センター	自治会住民	30		
	4	10/26	土	19:00-20:30	鼠ヶ関自治会	興屋公民館	自治会住民	7		
	5	11/9	土	19:00-20:30	鼠ヶ関自治会	蓬萊センター	自治会住民	20		
	6	11/16	土	19:00-20:30	鼠ヶ関自治会	原海公民館	自治会住民	15		
	7	1/19	日	9:45-10:45	鼠ヶ関自治会	興屋公民館	自治会住民	60		
開催数 7件								197名		
地域庁舎合計					開催:12件		参加:381名		展示その他:1会場	

参考: h 2 4 開催状況 15会場・578名

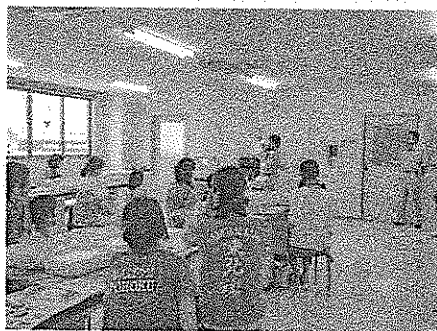
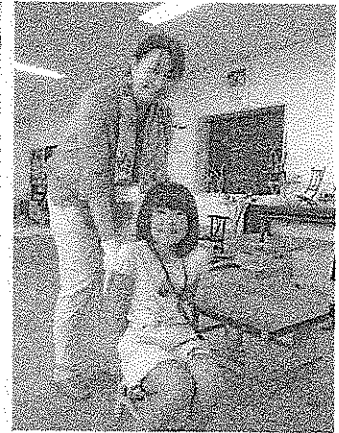
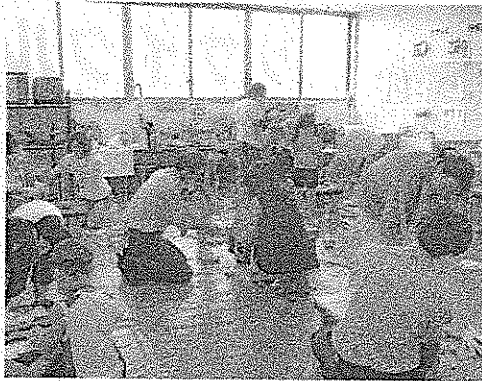
○リサイクルプラザの機能を活用した主な取り組み

夏休み親子リサイクル体験教室（紙すき）H25.7.31、8.8

夏休み親子リサイクル体験教室（流木花台）H25.8.16

これまでの紙すき教室のほか、海岸漂着ごみについて考えるきっかけづくりとして、漂着した流木を使った木工工作（花台づくり）教室を開催した。

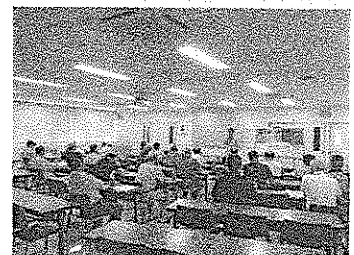
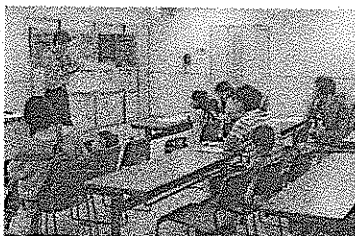
両教室を合わせて25家族、37名が参加した。



リサイクルプラザ休日見学会 H25.9.8

第5回目となる休日見学会を9月8日（日）に開催した。総数で148名の来場者があった。

当日は見学を始め、紙すき体験やリサイクル鉢づくりのほか、現場作業車への体験乗車・記念撮影や、手作り人力車の体験試乗などといった新たなメニューを増やして実施した。

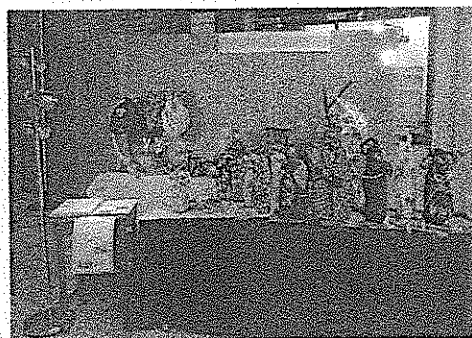


ごみ減量（リデュース）の取り組みの推進

従来の体験教室等に加え、ごみ減量への取り組みの例として、「ふろしき活用講座」を開催した【ごみ減量（リデュース）への取り組み】。

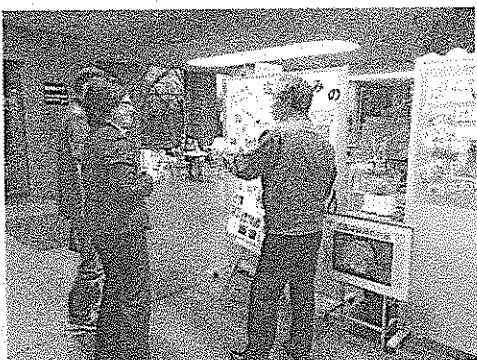
25年度は、依頼も含め4回開催し、83名の参加があった。

また、環境フェアでの講座の開催や、2月8日開催の「大山新酒酒蔵まつり」において、ごみ分別とふろしき活用のPR展示を実施した。



リサイクルプラザ「くるりん館」の紹介

平成 25 年 12 月 10 日から 12 日までの間、市役所ロビーにてリサイクルプラザの事業内容やごみ分別、3R への取り組みについて紹介した。



○鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 17 年 12 月 26 日条例第 265 号

改正

平成 25 年 3 月 22 日条例第 2 号

平成 25 年 9 月 19 日条例第 37 号

鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 7 の規定に基づき、鶴岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 住民組織等の代表者
- (4) 関係商工業団体の代表者
- (5) 事業者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成25年3月22日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。

審 議 (2)

(案)

一般廃棄物処理実施計画

平成26年4月1日

山形県鶴岡市

平成26年度鶴岡市一般廃棄物処理実施計画

第1 総 則

1. 鶴岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念の実現を目指して、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの考え方に基づくごみ減量資源化対策を推進します。
2. 計画期間 平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで
3. 計画の区域は、鶴岡市全域とする。

鶴岡市行政区域	1, 311. 51 km ²
計画予測人口	133, 038 人
住民基本台帳世帯	48, 299 世帯

（※住民基本台帳世帯は平成26年1月31日現在）

4. 平成26年度 実施計画におけるごみ減量等目標数値を次の通り設定する。

生活系ごみ排出原単位	645 g/人・日
ごみ排出総量	43, 646 t/年 (うち粗大ごみ56 t)
リサイクル率	14. 6 %

【一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量目標とリサイクル目標】

	平成16年度	平成26年度	平成27年度
生活系ごみ量(t)	31, 601	27, 604	26, 506
うち 可燃物(t)	25, 411	24, 430	23, 458
うち 不燃物(t)	6, 190	3, 174	3, 048
うち施設資源化(t)	1, 810	2, 508	2, 510
事業系ごみ量(t)	15, 957	11, 743	11, 559
ごみ排出量計(t)	47, 558	39, 347	38, 065
生活系ごみ排出原単位(g)	600	559	540
資源回収量(t)	6, 009	5, 577	5, 788
リサイクル率(%)	14. 6	18. 0	18. 9

5. この計画の実施細目は、市民部長が定める。

第2 一般廃棄物の発生量(平成26年度実施計画値)

一般廃棄物の発生量

一般廃棄物の種類	発生量	合計
燃やすごみ	39,971 t/年	43,590 t/年
プラスチック製 容器包装類	947 t/年	
びん	872 t/年	
缶	546 t/年	
金属・ガラス・その他	827 t/年	
ペットボトル	375t /年	
蛍光管	14 t/年	
乾電池	37 t/年	
その他	1 t/年	
粗大ごみ	56 t/年	
し尿	3,068kl/年	23,375kl/年
浄化槽汚泥	20,307kl/年	

第3 一般廃棄物の処理主体及び処理方法 (分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分)

1. 一般家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	焼却	鶴岡市	埋立
プラスチック製 容器包装類	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	再資源化 業者	資源化
ペットボトル	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	再資源化 業者	資源化
びん	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	カレット化	再資源化 業者	資源化
缶	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	プレス	再資源化 業者	資源化
金属・ガラス その他	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	破碎・分別	鶴岡市 再資源化業者	残渣埋立 資源化
蛍光管・乾電池	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	破碎・分別	再資源化 業者	資源化
し尿	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標 準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)
浄化槽汚泥	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標 準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)

(具体的な取り組み)

- ① 家庭から排出されるごみは、分別を徹底し、減量に努めるものとする。
- ② 家庭から排出されるごみは、大気環境保全に配慮し、政令で定めるもの以外は、自己焼却処理行為を行わないものとする。
- ③ 家庭から排出されるごみは、指定袋による5分別収集とし、決められた日時及び場所(ステーション)に出す定点収集方式を徹底する。
- ④ 多量に発生したごみは、排出者自ら処理施設へ搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ⑤ 粗大ごみは、鶴岡市リサイクルプラザに自己搬入するか、市が許可した一般廃棄物処理業者に処理等を委託する。
- ⑥ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に係る対象品については、法に基づいて販売店・指定引取場所(業者)並びに市が許可した対象家電品収集運搬業者に処理を委託するものとする。
- ⑦ 使用済小型電子機器等の再資源化促進法(小型家電リサイクル法)に係る対象品目については、当面、パソコン等の高品位物を中心に、市のイベントを利用した回収を計画するものとする。
- ⑧ 再生資源化物(古紙、なかでも特に雑がみ・びん類・鉄屑類)は、集団資源回収運動や拠点回収による資源化を原則とする。
- ⑨ 生し尿の農村還元は、衛生面や悪臭公害等に配慮して行わないものとする。
- ⑩ 在宅医療廃棄物は、医療機関や薬局などへの返却を基本とするが、危険性や感染性のないもので、やむを得ない場合はもやすごみとして処理するものとする。
- ⑪ 生ごみ処理機器の有効利用に努めるものとする。

2. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ	排出者 許可業者	鶴岡市 許可業者	焼却	鶴岡市	埋立
資源物 (古紙等)	排出者等	資源回収業者	資源化等	再資源化業者	資源化
し尿	許可業者	鶴岡市	1次・2次 処理標準 脱窒素 方式	鶴岡市	残渣焼却
浄化槽汚泥	許可業者	同上	同上	同上	同上

(具体的な取り組み)

- ① 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理するものとする。
- ② 事業活動に伴って排出されるごみの自己焼却処理行為を行う場合は、関係法令を遵守するものとする。
- ③ 廃棄物処理法により、主に事業活動による一般廃棄物の処理業は、市の許可により実施され、その許可業者は充足されている。しかし資源循環型社会構築のため一般廃棄物の資源化を積極的に推進するものについては、許可業者の拡大を図ることができるものとする。

第4 一般廃棄物の処理計画

1. ごみ処理実施計画

○平成18年3月に策定された鶴岡市一般廃棄物処理基本計画は、時代の変化に対応するため、中間年次の平成22年度において見直しを行い、この計画の推進及び実施のために必要な事項を定める。

(1) 一般廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進方法

① 排出抑制の方法

	課題・目的	具体的な取組内容
広報・啓発活動	媒体等を使った きめ細やかな 情報発信・提供	<ul style="list-style-type: none"> 市広報やエコ通信のほか、インターネットやマスコミ等、様々なメディアによる情報発信を積極的に行う。 市職員に対する分別講座を開催し、市民への啓発を促す。
	組織活動	<ul style="list-style-type: none"> 鶴岡市廃棄物減量等推進員研修会をより実践的なものに充実させ、推進員の資質の向上を図る。
	草の根の 推進活動	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体等の分別説明会などを通じて、グリーンコンシューマー(環境にやさしい消費者)運動を推進する。 詰め替え商品やリサイクル商品の使用を促進するとともに、グリーン購入の普及、拡大に努める。
	催事等での 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 3Rへの関心と意識を高めるため、不用品を材料に制作したリユース、リサイクル作品等コンテストを継続して実施する。 地域イベント等でのごみ減量・3R推進事業に協力・参加する。 イベント等の際は、より積極的に廃棄物の減量、環境負荷の低減に配慮した取り組みに努めるよう要請していく。
	学童期からの 環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ごみ・環境問題は、社会的なモラルやマナーといった側面もあり、学童期における意識の醸成が肝要と考えることから、焼却施設やリサイクルプラザ見学等の郊外学習をはじめとする様々な機会を捉えながら啓蒙・啓発に努める。特にリデュース(発生抑制)の啓発に力を入れる。

生活系ごみ対策	課題・目的	具体的な取組内容
	ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェアにおけるフリーマーケットの取り組みなどを通して、ごみを出さない、不要なものを購入しないという気運を醸成していく。
	生ごみ類の排出量抑制	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理機器の購入者へ補助金を交付するとともに、出来た堆肥の利活用を促す。 安価で取り組みやすいと思われるダンボールコンポストの普及にむけた研究を進める。 生ごみの水切り徹底を心がけ、特に夏の期間には極力水分を減らして排出することを呼びかける。
	生ごみ以外の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> 集団資源回収等を推進し、実施団体・実施回数の拡充を図る。特に雑がみ回収の拡大を周知し推進する。 買い物袋を持参し、努めてレジ袋をもらわないようにする。
	分別指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、自治会等の協力を得て、ごみステーションでの早朝立哨指導や町内会単位等での分別説明会をより多く実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進していく。
	高齢化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 1人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみ世帯等のごみの排出及び収集のあり方を検討していく。

事業系ごみ対策	課題・目的	具体的な取組内容
	分別指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って排出されるごみについて、分別の徹底、減量化・資源化を推進するための指導を強化する。 許可業者等に対し、事業所より発生する廃棄物の排出抑制や資源化に関する指導、啓発を実施する。
	多量排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 鶴岡市事業系一般廃棄物減量推進指示要綱に基づく排出量の実態把握に努め、一定量を超える事業者に対しては同要綱に基づいた手順により廃棄物減量と発生抑制の啓発及び指導を実施する。
	社会的責任としての環境保全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化や再資源化等を積極的に実施している店を「環境にやさしい店」として認定し、広く市民に周知することで環境保全に関する意識の高揚を図る。 食品リサイクル法に基づく、食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化の積極的な実施を促す。
	発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 広く市民に浸透しているレジ袋無料配布取止めの更なる推進と、商品の簡易包装の実施を事業者の理解を得ながら更に進める。 鶴岡市が所有・管理する施設(庁舎、公民館、学校等)から排出されるごみの減量化を図る。

	課題・目的	具体的な取組内容
リサイクルプラザ機能の活用対策	施設の実態に即した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市の資源循環型社会の構築をより積極的に推進し、市民や団体等の啓発・啓蒙を充実させるため、指定管理者にリサイクルプラザの管理運営を委託する。
	ごみ減量と資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・古本銀行や、再生工作室等を利活用した体験型学習・各種リサイクル教室を開催していく。 ・粗大ごみの内、再生可能なものを再生し、再生品の展示紹介や市民等に対し提供していく。
	ごみ分別、資源化への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の各種イベント等を含めた施設見学会を開催する。 ・鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、山形大学農学部など教育機関との連携事業によるリサイクル教室や研修会を計画していく。

② 資源化の方法及び量

A 資源化の方法

廃棄物の資源化を促進するため、生活系ごみについては、「プラスチック製容器包装類」「びん・缶」「金属・ガラス・その他」「ペットボトル」の指定袋での排出を徹底するとともに、鶴岡市リサイクルプラザにおいて、容器包装リサイクル法に添って指定法人等に引き渡す。また、鉄類についても回収し、資源化するものとする。

なお、事業系ごみについても、許可業者に対し分別収集の徹底と資源化の促進を指導する。

a 生活系ごみ対策

家庭内のごみリサイクル活動を促進するため、集団資源回収運動や拠点回収を推進し、古紙の中でも雑がみ回収の啓発に努力する。また、実施団体の掘り起こしと収集量の増加を促していく。

b 事業系ごみ対策

事業所内の古紙回収を推進するため、工業団地、オフィス等の組織ぐるみでの資源回収を推進する。

B 資源化の量（平成26年度実施計画値）

a ごみ排出前の資源化量

項目	資源化量（年間）	備考
資源回収	4,583t	古紙(雑がみ)、 金属、ビン類等
生ごみ 処理機器	1,518t	1日排出量 0.46 kg/世帯 延べ 9,042 基

b ごみ排出後の資源化量

項目	資源化量（年間）	備考
鉄/アルミ	628t	
カレット	584t	
ペットボトル	283t	
プラスチック 製容器包装類	717t	
乾電池/蛍光管	51t	
その他	179t	

③ 収集・運搬計画

A 収集区域の範囲

鶴岡市全域

B 収集・運搬する一般廃棄物の量及び収集方法

(平成26年度実施計画値)

区分	廃棄物の種類	廃棄物の量(年間)	収集回数	収集方式	備考
生活系ごみ	燃やすごみ	27,686t	週2回	ステーション方式	
	プラスチック製容器包装類	947t	週1回	同上	
	ペットボトル	375t	週1回	同上	
	びん・缶	1,418t	隔週1回	同上	
	金属・ガラス類・その他	827t			
	蛍光管	14t	月1回	同上	
	乾電池	37t			
	粗大ごみ	56t	随時	許可業者による収集又は自己搬入	
	計	31,360t			
事業系ごみ	燃やすごみ	12,285t	随時	許可業者による収集又は自己搬入	
合計		43,645t			

④中間処理計画

A 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(平成26年度実施計画値)

区 分	廃棄物の種類	処 理 量 (年間)	
		鶴岡市焼却処理施設等	リサイクルプラザ等
鶴岡市	燃やすごみ	27,686t	
	燃やさないごみ		3,567t
	蛍光管		14t
	乾電池		37t
	粗大ごみ		56t

区 分	廃棄物の種類	処 理 量 (年間)	
		鶴岡市焼却処理施設	
許可業者	燃やすごみ	10,123t	
排出者	燃やすごみ	2,162t	

B 中間処理施設の概要

a 可燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市焼却処理施設
所在地	鶴岡市宝田3丁目13番6号
公称能力	165/24h(82.5t/24h×2炉)
処理方式	機械炉

b 不燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市リサイクルプラザ
所在地	鶴岡市水沢字水京68番地の1
処理能力	・びん缶15t/日・金属ガラスその他10t/日 ・粗大ごみ8t/日
処理方式	資源回収方式
処理能力	・プラスチック製容器包装11t/日・ペットボトル2t/日
処理方式	減容圧縮梱包

c 蛍光管・乾電池処理施設

施設名	野村興産(株)イトムカ鉱業所
処理量	蛍光管14t/年 乾電池33t/年
処理方式	水銀回収(乾電池)
所在地	北海道北見市留辺蘂町字富士見217番地の1
施設の種類	水銀含有廃棄物再資源プラント
公称能力	20t/日

⑤ 最終処分計画

最終処分場の概要

名 称	岡山一般廃棄物最終処分場
所 在 地	鶴岡市岡山字大谷地16
埋立面積	23,400㎡
計画埋立容量	225,000m ³
平成25年度末 残余容量見込	55,425m ³
平成26年度 計画埋立容量	9,122m ³
平成26年度末 残余容量見込	46,303m ³
埋立方法	管理型 サンドイッチ方式

(2) 生活排水（し尿・汚泥）処理実施計画

① 収集・運搬計画

A 収集区域の範囲

鶴岡市全域	1,311.51	km ²
人口	134,492	人（平成26年1月31日）
世帯数	48,299	世帯（平成26年1月31日）

下水道等の普及率（平成25年3月31日現在、人口135,403人）

	整備済人口(人)	件数(戸)	普及率(%)
・公共下水道事業	99,850	37,620	73.7
・集落排水事業	18,833	5,178	13.9
・浄化槽事業	1,452	461	1.1

B 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集方法

廃棄物の種類	廃棄物の量(年間)	収集回数	収集方法
し尿	3,068kl	土・日・祝日を除く毎日	許可業者による各戸収集方式
浄化槽汚泥	20,307kl	同上	許可業者による各戸収集方式

② 中間処理計画

処理施設の概要

施設名	鶴岡市し尿処理施設
所在地	鶴岡市宝田3丁目13番6号
処理能力	152kl/日（生し尿63kl/日 浄化槽汚泥89kl/日）
処理方式	1次・2次処理 標準脱窒素処理方式
放流水	BOD 10mg/l以下 SS 10mg/l以下 大腸菌群数 3,000個/l以下

③ 最終処分計画

- 中間処理施設から排出される汚泥を焼却する。